

2021年2月3日

お客様各位

株式会社ナショナルマリンプラスチック

「緊急事態宣言」延長に伴う対応について

2月3日（火）に新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の延長が栃木県を除く、東京・神奈川・埼玉・千葉・大阪・兵庫・京都・愛知・岐阜・福岡の10都府県が決定しました。新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて対策をさらに強化し、従業員、お客様、関係先等の安全・安心を確保するため、以下の勤務体制を実施させていただきます。皆様のご理解とご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

1. 対象拠点および従業員について

緊急事態宣言の対象となる下記の事業拠点においては、在宅勤務、時差出勤を推奨し、可能な限り出勤率を抑制する勤務体制といたします。

2. 緊急事態宣言対象地域の事業拠点

- ・本社 東京
- ・大阪営業所

・営業対応

緊急を要する場合を除き、来社によるお打合せはできる限りお控えください。また、御用の際は、担当者へ直接メールご連絡いただきますようお願い申し上げます。

3. 期間について

- ・2021年2月3日（水）～3月7日（日）まで

※ 政府機関の発表ならびに社会情勢等を踏まえて、変更対象拠点・期間変更などあれば、改めてお知らせ致します。

以上